

(本書は、国際クラス分け規程を翻訳し、国内向けに調整したものである。)

パラカヌー国内クラス分け規程

はじめに (IPC 競技者クラス分け規程から抜粋事項)

IPC 競技者クラス分け規程 (以後「規程」と表記) の基本的目的は、クラス分けの信頼性を保持し、幅広い層の競技者の参加を促進することである。この目的を達成するために、「規程」はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手順を詳述し、すべてのパラスポーツに適用される原則を定める。

国際基準は「規程」を補完するものであり、競技者及びその他の関係者が理解し信頼できる方法で、すべての加盟団体がクラス分けの具体的な諸点を実行できるような技術的及び運用上の基準となっている。

国際基準を遵守することは義務である。選手の判定のための国際基準は「規程」及びその他の国際基準と合わせて読む必要がある。

パラカヌー国内クラス分け規則

目的

1、このクラス分け規則(以下、「規則」とする)は、国際クラス分け規則に準ずるものとし、国内においてパラカヌーの発展とパラスポーツの価値を厳守するために定めるべき事項を定めるものとする。

「クラス分け」という用語は、選手の障がい競技パフォーマンスに影響するということ、および選手が公平に競い合うことを確かなものとするを目的とした競技会構造をいう。クラス分けの目的は、出場要件を満たす障がい及び競技への影響を最小限にすることであり、競技力に優れる選手は人体測定学的、生理学的、心理学的影響を最高にまで高めた人体測定学、生理学、心理学上最高の人物とすることである。

当規則は、ICF パラカヌー規則と国内パラカヌー規約の不可欠な部分であり、ICF、国内パラカヌー競技に対する IPC クラス分け規程の規定を施行することを目的とする。

1.2 当規則は、以下に適用する。

1.2.1 JCF 及び国内公認競技会で競技するすべての選手、国内パラカヌー規則と規約で定められた 加盟連盟や加盟組織。

1.3 選手、選手支援者、クラス分け要員は、当規則、IPCクラス分け規程(IPCハンドブック、セクション 2 第 1.3 章を参照)、および IPC のパラリンピック競技におけるクラス分けの背景と化学的論拠に関する意見表明(IPCハンドブック、セクション 2 第 4.4 章を参照)を含むクラス分けに適用される IPC ハンドブックのその他の文書のすべての要件を熟知する責任を負う。

第1項 選手のクラス分け

1.1 日本におけるパラカヌーの大会に出場する資格を得るためには、選手はクラス分けガイドラインの下にクラス分けされる。

1.2 クラス分け委員に協力しなかったり、クラス分けの過程を完了しなかった場合は、国内の大会への出場資格を停止とする。

1.3 クラス分けの過程は、個々の選手への不快感を与えないために、細心の注意をもって行われるが、不快感とは関係なくクラス分けの過程が未完了の場合は、選手はクラス分けされていないことになり、国内の大会に出場する資格はない。また選手はいつでも同意を撤回することができるが、その場合も同様に選手はクラス分けされず、国内のパラカヌーの大会に出場する資格はなくなる。

1.4 選手は、自分がレース時に発揮すると考えられる最大限の能力で正直にテストを完了することとする。動作に制限をかけた場合は意図的不実表示とみなす。

1.5 選手は、選手同意書の内容を熟知し正当に評価を受けることを署名をしなければならない。

第2項 意図的不実表示

2.1 意図的不実表示は当規則に対する違反であり、調査の対象となり IPC 意図的不実表示の規則(IPCハンドブック、セクション 2 第 1.3 章)に定められたように懲罰の対象となる可能性がある。懲罰は懲罰規定に基づき理事会で決議される。

2.2 アスリート評価の実施中に、クラス分けパネルを欺くまたは誤解させることを意図して、故意に自身の技能または能力、あるいは身体障がい程度または性質をクラス分けパネルに不実表示する、もしくは不実表示をしたと疑惑を生む行為があった場合は選手は、意図的不実表示の違反となる。

2.3 選手が水上技術的評価で示したのと同じではない種類のボート、艇内の位置、または補装具を使う場合、選手は自身を不実表示したものとなり、競技会から失格となる。

2.4 すべての選手は、自身の競技クラスに影響を与える可能性があるいかなる競技用具または装着位置の変更をクラス分け委員長に報告する責任を負うものとする。報告の不備は、競技会からの失格となる。

2.5 クラス分けの割り当て後に選手がいかなる形式での矯正治療(「医学的処置」)を受ける場合、かつ選手(またはその他の参加者)が、当該医学的処置が競技パフォーマンスを改善することになると知っている(または知っているべき)場合、当該選手は最も早い妥当な機会にクラス分け委員長に医学的処置の詳細を提示しなければならない。医学的処置(の全部または一部)の結果、選手の競技パフォーマンスが改善されたことにより選手の競技クラスがその後変更されたが、当該選手がクラス分け委員長に医学的処置を明らかにしなかった場合、当該選手は意図的不実表示を犯したものとする。

2.6 既知の上で意図的不実表示に関わる補助、隠蔽、またはいかなる種類の共謀にいかなる形で関わったすべての選手または選手支援者は、意図的不実表示を犯したものとする。報告を怠った場合も同様とする。

3.選手及び選手支援者義務

1 選手及び選手支援者は、協会の理念をに基づきパラスポーツの価値を厳守しパラスポーツの発展に寄与しなければならない。よって、この規約を違反したものは懲罰の対象とする。

3.2 選手及び選手支援者は虚偽行為を発見した場合は、各種機関に報告しなければならない。

この規定は、IPCクラス分け規程及びICFクラス分け規程に準じ、国内のパラカヌーの価値と発展に寄与するために国内規程を定めることとする。

施行

この規定は、2019年9月12日より施行する